

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 塩田、樋口 電話 681-5791)

件 名	高架軌条その他清掃業務委託（中央卸売市場第二市場）
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）における高架軌条その他清掃業務は、京都市契約事務規則及び委託契約書によるもののほかは、すべてこの仕様書による。</p> <p>第1 目的 高架軌条その他の清掃を行うことにより、第二市場の衛生環境を維持することを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義 仕様書において使用する用語のうち、委託契約書において定義していない用語を、次の各号に掲げ定義する。</p> <p>1 清掃 水、洗剤、薬品、ウエス、ブラシ等を使用し、汚れ、埃、カビ、サビなどを除去すること。</p> <p>2 監督員 京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、本契約においては、産業観光局中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。</p> <p>第3 委託の対象とその範囲</p> <p>1 別紙1「清掃対象箇所及び清掃方法」のとおり、清掃を行うこと。</p> <p>2 作業現場の下見を希望する場合は、下記のとおり受付ける。 期 間：公告日の翌日～入札期間最終日の前日（水、日曜、祝日を除く。） 時間帯：16時～17時 連絡先：075-681-5791 産業観光局中央卸売市場第二市場（塩田） ※必ず下見を希望する日の前日（日、祝日を除く。）17時までに連絡し、日時調整をすること。 ※下見の際は、必ず「第5 衛生管理及び養生等」及び「第6 負担区分」のとおり事業者負担により衛生管理を徹底すること。</p>

第4 業務の実施要領

- 1 清掃の予定を記載した業務工程表を作成し提出すること。
- 2 サビ等の除去により、既存の塗装が傷ついた場合は防錆と美観の観点から適切な塗装をすること。なお、熔融亜鉛メッキ部分への塗装は常温亜鉛めっき（ローバル塗装）とすること。
- 3 作業は、原則として休場日となっている水曜日の9時～17時の時間内とする。ただし、詳細日程については協議のうえ決定する。
※大動物係留所については、年末年始ほか牛の係留の無い長期休暇中に行うこと。
- 4 作業後は、室毎に次の内容を記載した報告書を作成し提出すること。
 - (1) 作業日
 - (2) 作業の前後が確認できる写真（A4用紙にL版程度で印刷したもの）

第5 衛生管理及び養生等

- 1 第二市場は3足制である。次のとおり履物を変えること。
 - (1) ・外部から下足場 …下履き
 - (2) ・建物内 …上履き
 - (3) ・と畜関係諸室 …汚れていない白長靴
- 2 作業はヘルメットの下にヘアーキャップ、新しい手袋を着用すること。
なお、枝肉が保管された冷蔵庫に入室する場合はマスク、不織布のつなぎ（タイベックウェア等）を着用すること。これ以外のものの着用を希望するときには監督員の承諾を得ること。
- 3 原則として、資材、備品及び各種機械等の室内設置物は移動させないよう作業を行い、やむを得ず移動させる場合は、作業後、元通りとすること。
- 4 室内設置物は埃やゴミ等で汚損しないよう清潔な使い捨て養生シート等で覆うこと。
- 5 作業終了後は、ビス等の小物、道具、工具等の置き忘れがないことを十分確認すること。作業終了後は、据付の水栓及びホースを用いて室内の清掃を行うこと。

第6 負担区分

発注者は、水光熱費を負担する。ただし、受注者は節水、節電に努めること。それ以外のものは受注者の負担とする。

第7 安全衛生管理

業務における安全管理は、受注者の責務とする。

換気ガラリ等の清掃にあたっては、床から6.5mの高所作業となるため、必要に応じて「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」、「足場の組立て等

作業主任者技能講習」、「足場の組立て等作業従事者特別教育」等の資格等を取得し、業務を実施すること。

第8 提出書類

受注者は、次の書類を提出すること。

なお、(1)(2)は契約後速やかに、(3)(4)は実施後速やかに提出すること。

- (1) 業務工程表
- (2) 資格証、講習修了証等の写し
- (3) 報告書
- (4) 完了届（全ての業務工程が完了した後に提出）

第9 委託料の支払方法

業務完了後の1回払いとし、発注者は、報告書及び完了届を受注者から提出を受けた後、提出された請求書に基づき支払うものとする。

第10 その他の事項

- 1 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他業務の実施に関する法令に基づき業務を実施すること。
- 2 第二市場は食品を扱う施設であり、衛生面には特に注意して業務を行うこと。
- 3 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
- 4 喫煙は指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。
- 5 高所作業等の危険が伴う業務の実施にあたっては、十分な安全対策を講じること。
- 6 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、協議のうえ、本契約に必要な変更を行う。
- 7 第二市場の衛生管理区域内に出入りする場合は、必ず消毒槽を使用すること。
- 8 業務の実施等により発生する細部の事項は、協議のうえ決定する。

清掃対象箇所及び清掃方法

1 清掃対象箇所

(1) 大動物係留所

高架軌条、支持金物、高所設置機器、窓、換気ガラルの汚染部分

(2) 大動物と畜解体室（ダーティゾーン）

高架軌条、支持金物、高所設置機器、壁、窓、換気ガラルの汚染部分
リミットスイッチ

(3) 大動物と畜解体室（クリーンゾーン）

ア高架軌条、支持金物、高所設置機器、壁、窓、換気ガラルの汚染部分
リミットスイッチ

イ自動洗浄・手洗浄ボックス内部及び上部、付近の高架軌条の汚染部分
※イは年4回（7月、9月、12月、2月）清掃すること

(4) 小動物と畜解体室（ダーティ・クリーン）

高架軌条、支持金物、高所設置機器、壁、窓、換気ガラルの汚染部分

2 清掃方法など

(1) 高架軌条及び高所の汚染箇所について、主に拭き取りにより汚れの除去を行う。

水による拭き取りが望ましいが、薬剤などを用いる場合、薬剤の匂いが残らないようすること。

(2) リミットスイッチなど精密機器を清掃する場合、過度な圧力をかけないように注意すること。清掃に注意を要する箇所について、事前に監督員の説明を受けること。

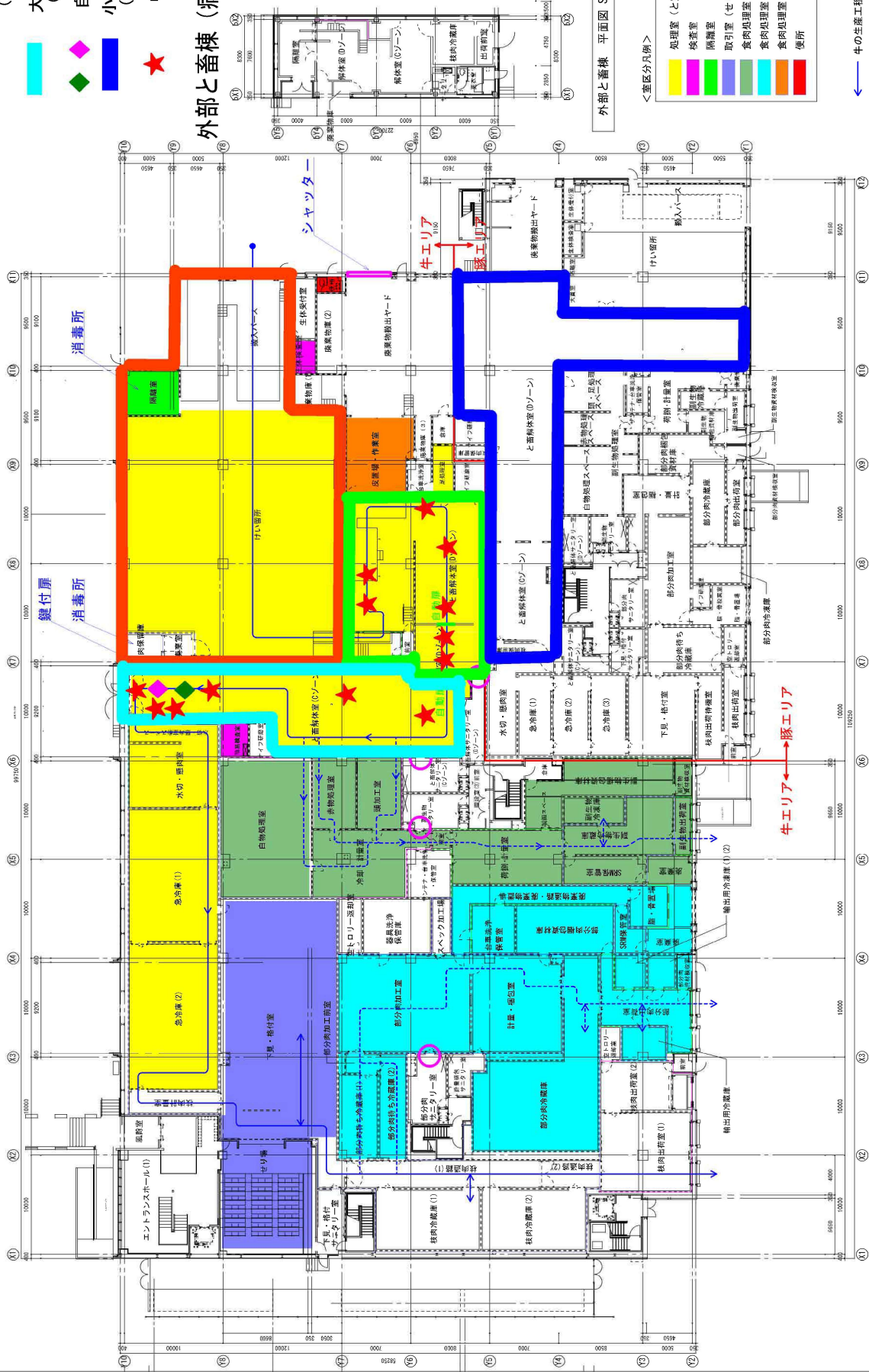
3 その他（清掃時の注意点など）

(1) 換気ガラルなど高所の清掃について、必要に応じて足場などを組むこと。

<各室区分図 1階>

- 大動物係留所
- 大動物と畜解体室 (ダミーゾーン)
- 大動物と畜解体室 (クリーンゾーン)
- ◆ 自動洗浄・手洗浄
- 小動物と畜解体室 (ダミー・クリーン)
- ★ リモットスイッチ

外部と畜棟 (病畜と室)



外部と畜棟 平面図 S=1/400

<室区分凡例>

知理室 (七室)	知理室 (七室)
検査室	検査室
隔離室	隔離室
取引室 (セリ場)	取引室 (セリ場)
食肉処理室 (内蔵取扱室)	食肉処理室 (内蔵取扱室)
食肉処理室 (部分肉取扱室)	食肉処理室 (部分肉取扱室)
食肉処理室 (外皮取扱室)	食肉処理室 (外皮取扱室)
便所	便所

→ 牛の生産工程ラインを示す。
○ 密閉自動扉

市場本棟 1階平面図 S=1/400